

新市庁舎における「市民協働推進センター（仮称）」の設置について

1 趣旨

現在、桜木町にある市民活動支援センターの機能を整理したうえで移転し、新市庁舎1階に市民協働推進センター（仮称）を開設します。

2 設置目的

市民協働推進センター（仮称）は、市民等と本市の協働に基づき、地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために、様々な主体の交流・連携が生まれる対話と創造の場として各事業を展開し、市内における「協働」の取組を推進します。

3 主な機能

横浜市市民協働条例の趣旨を踏まえ、これまで行ってきた個別支援から、市民活動団体、企業、大学・研究機関など様々な主体と本市との協働、公民連携による地域の課題解決に向けたコーディネート機能の拡充を図ります。

(1) 総合相談窓口機能【新規】

地域課題の解決に向けた相談、協働事業の提案等をワンストップ窓口として受け付け、様々な主体や行政所管部署に繋ぎ、連携協力しながら課題解決や提案実現に向けた支援を行います。

(2) 情報活用・事業手法創出機能【拡充】

市内外における優れた先進事例を収集し、課題解決の手法やノウハウを蓄積するとともに、公民の多様な主体が連携し、データや情報技術なども活用しながら、新たな手法を創出します。

(3) 交流・連携機能【拡充】

新しい事業の創発に向けたアイデアや社会的課題を共有・検討するため、民間の中間支援機能を持つ団体や施設等、各分野における既存ネットワークと連携します。

(4) 市民活動団体支援機能【継続】

市民公益活動を行う団体の運営支援に資する相談対応や各種講座等を実施するとともに、地域における新たな協働の担い手育成を図ります。

(5) 各区市民活動支援センター支援機能【継続】

各区市民活動支援センターの現状や課題を把握し、運営支援に資する情報交換会の実施や日常的な助言、支援を行います。

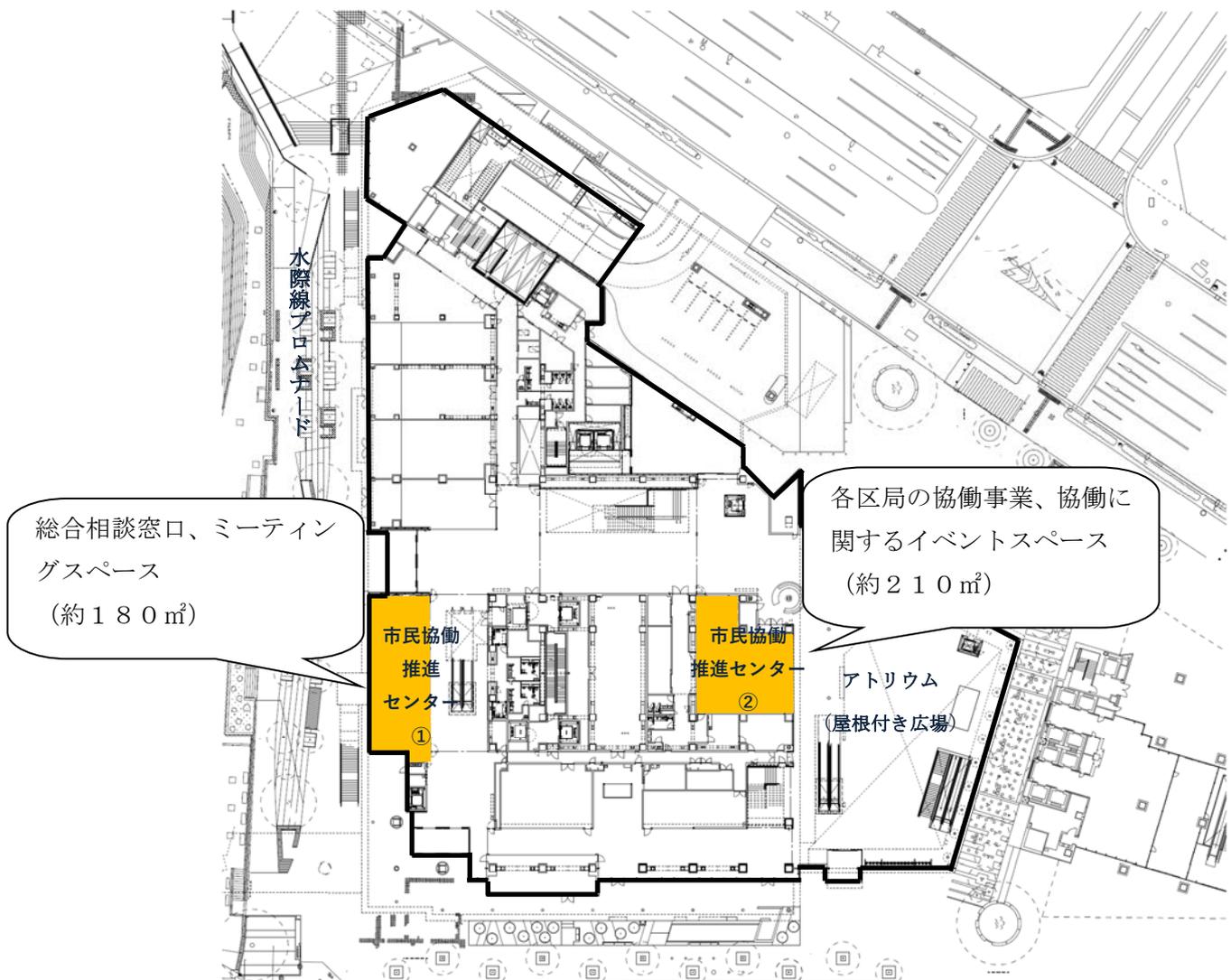
4 運営方法

公募型プロポーザルで選定された運営事業者と本市が協働契約を締結し、運営します。

5 今後のスケジュール（予定）

| | |
|-----------|--------------------|
| 令和元年7月 | 運営事業者募集開始・説明会開催 |
| 11月 | 運営事業者選定ヒアリング実施 |
| 12月末 | 運営事業者決定 |
| 令和2年4月～5月 | 新市庁舎への移転準備 |
| 6月 | 市民協働推進センター（仮称）運営開始 |

<参考>新市庁舎1階平面図



(参考) 現市民活動支援センター (約476㎡) : 相談対応、ミーティングスペース